

決算成果報告書（財政分析）

1. 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月22日公布)により、平成19年度決算時点から4つの健全化判断比率と地方公営企業における資金不足比率を算定し公表することになりました。

平成24年度決算における4つの健全化判断比率と資金不足比率については、次のとおりです。

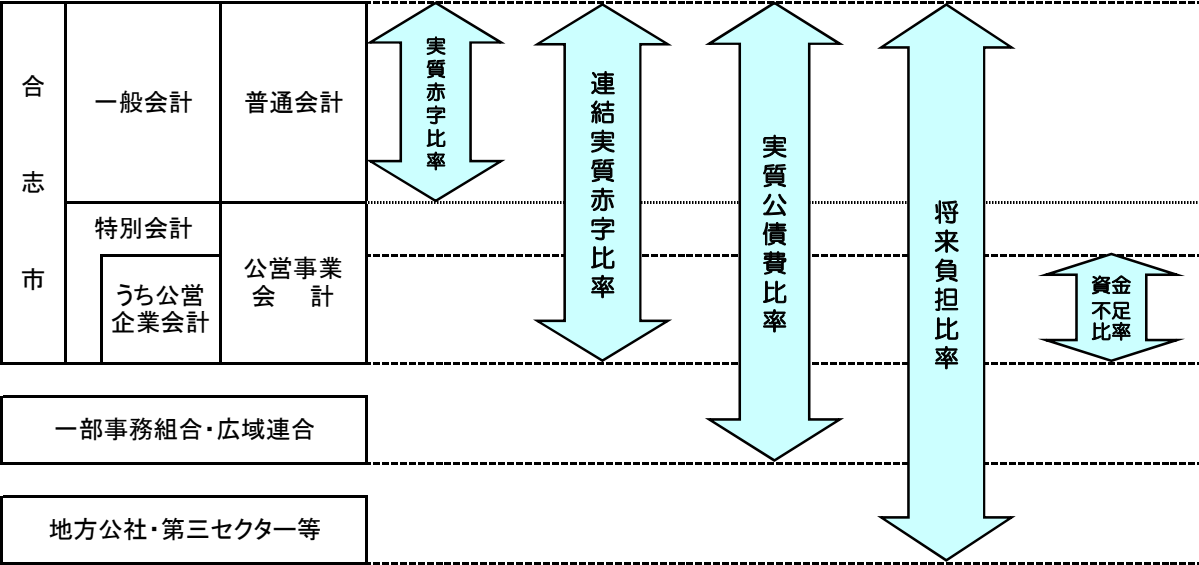
いずれの指標も基準額を下回っていますが、今後は厳しい財政状況になると予想されます。今後も引き続き、財政健全化に努めてまいります。

区 分	指 標		早期健全化基準	財政再生基準
	24年度	23年度		
実 質 赤 字 比 率	—	—	13.16%以上	20.00%以上
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	18.16%以上	30.00%以上
実 質 公 債 費 比 率	8.9%	10.4%	25.0%以上	35.00%以上
将 来 負 担 比 率	—	20.9%	350%以上	

公 営 企 業 会 計 の 資 金 不 足 比 率	—	—	経営健全化基準20%以上
------------------------------	---	---	--------------

2. 健全化判断比率と資金不足比率の対象

○合志市における対象は次のとおりです。



○会計の説明

普 通 会 計	→ { 一般会計
公 営 事 業 会 計	→ { 国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計
一 部 事 務 組 合 広 域 連 合	→ { 菊池広域連合、菊池環境保全組合、菊池養生園保健組合、熊本県市町村総合事務組合、熊本県後期高齢者医療広域連合
地 方 公 社 第 三 セ ク タ ー 等	→ { (株)にしごうし(ユーパレス弁天) 注)市が(株)にしごうしの債務保証を行った場合のみ該当するので、実態は該当しません。

○用語の解説

指 標	用 語 の 解 説
健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つ指標の総称。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つもの。
実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
連結実質赤字比率	全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体の赤字を指標化して財政運営の悪化の度合いを示すもの。
実質公債費比率	借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、資金繰りの危険度を示すもの。
将来負担比率	市の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性がある負担などで、現時点での残高を指標化して将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
資金不足比率	企業会計の経営状況の悪化の度合いを示すもの。
早期健全化基準	財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準
財政再生基準	財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準
経営健全化基準	自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準

3. 指標算定のルールと基準

○健全化比率

指 標	算 定 ルール
実質赤字比率	一般会計等を対象とした歳入総額から歳出総額を差し引いた赤字額が標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの)に占める割合。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした歳入総額から歳出総額を差し引いた赤字額が標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの)に占める割合。
実質公債費比率	全会計と一部事務組合・広域連合を合わせた元利償還金が標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの)に占める割合。
将来負担比率	全会計に一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクター等を加えて将来の債務総額がどれくらいあるかを示す指標で、毎年の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの)を基準に表しています。

○資金不足比率

指 標	算 定 ルール
資金不足比率	公営企業の資金不足額が営業収益に占める割合を示しており、この指標が20%を超えると経営健全化団体となります。